

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	ページ	項番	項目	質問内容	回答
1	① 業務説明書	参加者の構成等	4	2.1	(5)	ふじのくに下水道管理業協同組合が担う業務等については、各応募グループ及びふじのくに下水道管理業協同組合間で調整を行うためのスケジュールはありますでしょうか。	参加資格確認に関する事項については、参加表明書及び参加資格確認書類提出まで、技術提案に関する事項については、技術提案書提出期限までに調整を行う必要があります。
2	① 業務説明書	参加者の構成等	4	2.1	(5)	ふじのくに下水道管理業協同組合との業務分担や金額等の調整は、応募期間中に応募グループが直接行って問題ないでしょうか。	問題ございません。
4	② 業務要求水準書	管路維持管理要求水準	12	7	(2)	管路の対象は、汚水管でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
5	② 業務要求水準書	管理目標(アウトカム指標)	14	7	(3)ア①	緊急度がⅠまたはⅡの下水道管渠の割合2%以下は、本事業における管路の改築事業を実施すれば達成できる見込みなのでしょうか。 市が別途実施する管路の改築事業を実施しないと達成できないのであれば、市事由で達成できない場合、目標基準値の調整などをお願いします。	ご理解の通り、市事由により改築が実施できない場合については、別途協議します。
6	② 業務要求水準書	管理目標(アウトカム指標)	14	7	(3)ア①	緊急度がⅠまたはⅡの下水道管渠の割合2%以下について、今後さらに点検調査データが蓄積されて劣化予測の見直しを行った際に、結果として現計画よりも期待寿命が短くなる可能性も考えられます。この場合、計画どおりの改築を実施しても緊急度ⅠまたはⅡの下水道管渠の割合が2%を超える推測になることも想定されます。その場合は、目標基準値の調整を認めて頂けますようお願いします。	別途協議します。
7	② 業務要求水準書	管路維持管理要求水準	15	イ	②	緊急時対応の迅速性は、実行可能な技術提案をするためには下水道管理業協同組合間との調整が必要不可欠と考えますが、調整のためのスケジュールはありますでしょうか。適時、応募期間中の応募グループが直接調整すること問題ないでしょうか。(上記1、2と類似の質問)	技術提案書提出期限までに調整を行う必要があります。また、協議については、問題はありません。
8	⑤ 特記仕様書	管路施設ストックマネジメント更新支援業務	13	第14条	(2)×(4)	修繕改築計画65kmは、第3期ストックマネジメント計画の令和10年4月までに実施するのでしょうか。或いは第4期ストックマネジメント計画の令和15年4月までに実施するのでしょうか。	修繕改築計画65kmは、第3期ストックマネジメント計画の令和10年4月までの実施分です。
9	⑤ 特記仕様書	別紙2-1 管路施設の要求水準	2	3	**1 (1)	遵守・提案目標達成率(PI)は、「委託期間を5年間としたものである。」との記載がございますが、「委託期間を10年としたものである。」の間違ひであるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。後日、修正します。
10	⑤ 特記仕様書	定期的対応(鉄蓋交換)業務実施予定一覧	別紙-2-3	6		別紙-2-3の定期的対応(鉄蓋交換)業務実施予定一覧では160枚となっていますが、別表-10では190箇所が指定されています。数量は別紙-2-3の160枚が正しいという理解で、委託費の積算など提案を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。後日、修正します。
11	⑤ 特記仕様書	定期的対応(管路補修)業務実施予定一覧	別紙-2-4	6		別紙-2-4の定期的対応(管渠補修)業務実施予定一覧の延長の合計は、別表-11の121箇所のスパン数の延長の合計と一致していますでしょうか。 数量は別紙-2-4が正しいという理解で、委託費の積算など提案を行うという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。後日、修正します。
12	⑤ 特記仕様書	管路施設の改築(管路布設替実施設計)業務実施要領	別紙-2-10			布設替えの実施設計を行うことで、布設替え工事において例えば、仮排水や切り直しなど追加費用が発生することが判明した場合は、精算していただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
13	⑤ 特記仕様書	管路施設の改築(管路布設替実施設計)表	別表-12-2			令和7年度の布設替え実施設計の延長は1,101mで、その後は令和12年度まで予定がありません。一方、別表-12-1における布設替え工事の延長の合計は令和8～12年度までで2,255mとなっており、実施設計延長と工事延長が整合しません。 これは延長が不整合の分の実施設計書が別途あるという理解でよろしいでしょうか。さらに、実際の工事において、現地で追加の費用が発生した場合は、精算していただけるという理解でよろしいでしょうか。	布設替え実施設計の対象は令和7年度から11年度までの延長1,101mです。別表-12-1に誤りがありますので、後日、修正します。また、令和12年度分ですが、第2期ストックマネジメント計画に則り、予測の改築延長を計上しております。次期ストックマネジメント計画策定時に精算します。
16	⑥ 提案評価基準	財務、経営状況及び経常的な業績の把握(財務諸表等から)	4	表1		財務、経営状況及び経常的な業績については、代表企業のみが評価対象で記載すればよいが、全構成員が評価対象で記載が必要かを教えてください。	構成員全員を評価対象としています。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	ページ	項番	項目	質問内容	回答
17	⑥ 提案評価基準	施設老朽化対策	7	表1		「アウトカム指標の達成に向けた改築業務等の技術提案」とあります。 一方、業務要求水準によると、アウトカム指標として、11頁に施設の修繕に関する業務指標(P1)例があり、14頁に管路施設に掛かる道路陥没や緊急度Ⅰ又はⅡの下水道管渠の割合があります。 「改築業務等」とあると管路施設のみが対象とも読めますが、本評価項目は管路施設のみが対象でしょうか。或いは下水処理場も含まれますでしょうか。	ご理解の通り、管路施設を対象としています。処理場に関する提案を妨げているものではありません。
18	① 業務説明書	委託料の契約上限額	3	1.7		各年度の支払上限額は、「1.4 業務の対象施設及び対象業務」に記載の全ての業務に対する支払上限額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
19	① 業務説明書	参加者の条件等	5	2.2	(2)	【様式8】では配置予定総括責任者の要件として「(イ) 業務説明書(2)ア(ア)の施設を有する下水道終末処理場における維持管理業務について、(後略)」とあります。業務説明書(2)ア(ア)は、2.2参加資格要件の項目を指す認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
20	① 業務説明書	施設確認及び資料閲覧	13	4.2	(5)	見積額の積算を行うため、金抜設計書を閲覧資料に加えることは可能でしょうか。	閲覧資料に追加します。
21	① 業務説明書	施設確認及び資料閲覧	13	4.2	(5)	ふじのくに下水道管理業協同組合に委託可能な業務の、貴市の項目別詳細設計金額を開示いただくことは可能でしょうか。競合する他社とで実施する業務内容に相違がある場合、事業費の見積額に相違が生じる可能性があり、競争性の観点からも不合理となることが想定されます。	閲覧資料に追加します。
22	① 業務説明書	競争的対話	16	4.7	(2)	提出方法について、ファイル形式は「Microsoft Word」形式という認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
23	① 業務説明書	競争的対話	17	4.7	(6)	オ「議事録を「競争的対話の議題」の回答欄に記載すること。」とありますが、【様式9-2】に回答欄が見当たりません。参加者が、【様式9-2】に行を追加し回答欄として使用する理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
25	① 業務説明書	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	19	5.2	(2)	貴市のスクリーン及びプロジェクトをお借りしプレゼンテーションを実施する場合、PC、HDMIケーブル、電源コードは、参加者が準備する認識でよろしいでしょうか。併せてHDMIケーブルの用意が必要であれば、長さもご教示願います。	プレゼンテーションの開催にあたり、スクリーン・プロジェクター・HDMIケーブルは当市で用意させていただきます。 PCと電源コードをご持参ください。
26	① 業務説明書	配置予定従業者調書について	22			【様式8】配置予定従業者調書(業務実施体制)のチェック欄に「法人等と直接的かつ恒常的な雇用関係のある者」と記載されています。 「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、「参加申請時に雇用関係にある」と解釈してよろしいでしょうか？ その証明する書類として「健康保険証等の写し」を添付するとの理解でよろしいでしょうか？	2.3参加資格確認基準日において雇用関係にあることが条件です。証明する書類についてはご理解の通りです。
27	① 業務説明書	配置予定従業者調書について	22			【様式8】配置予定従業者調書(業務実施体制)には、「再委託又は技術協力等の予定」の記載欄が設けられています。 本欄は、参加申請時の予定であって、受託後の調整等により、記載の再委託企業と異なっても良いとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りですが、変更が生じる場合は、市に事前に説明願います。
28	① 業務説明書	技術提案書提出時の提出書類	23	6.6.1	(7)	技術提案書の各様式(【様式11-9、11-18】を除く)に掲げる指示は削除してよろしいでしょうか。 また、各様式の形式スタイルは変更しないことを前提に、提案書本文を記載する枠の高さと幅を変更することをお認めください。枚数及び文字サイズにご指定があり、記載できる文字量が少なくなること、提案について十分なご説明ができなくなることを避けたい考えです。	左記事項について承認します。
29	① 業務説明書	提出書類	23	6.6.1		「副本の技術提案者名は黒塗りし特定されないように匿名化すること。」と記載がありますが、技術提案書(各様式)の記載に当たっては、企業名の表記方法について特段の留意事項がありません。副本における企業名の記載の可否又は記載方法(企業名が特定できないよう、例えば、A者(A構成員)、B者(B構成員)など)について指示事項があれば、ご教示ください。	黒塗り表記でお願いします。
30	① 業務説明書	提出書類	23	6.6.2		技術提案書の製本の方法は任意でよろしいでしょうか。リングファイルで、様式別にインデックスで仕切る方法を想定しています。	ご理解の通りです。
31	① 業務説明書	提出書類	23	6.6.2		技術提案書として製本する様式は、正副問わず様式11-1～様式11-19との認識でよろしいでしょうか。表6-6様式11-19にExcelファイルで提出する指示があるため、確認させてください。	ご理解の通りです。
32	① 業務説明書	提出書類	23	6.6.2		技術提案書の電子データが万が一流出した場合に備え、以下2点の対策を施すことをお認めください。①取扱者を制限するためのパスワード設定②知的財産権の帰属先、データの目的外使用禁止表示(各様式の右肩に付すことを想定しています。)	左記事項について承認します。
34	① 業務説明書	提出書類	23	6.6.2		表6-6 様式11-9 様式の表に、新設整備(取付管)に関する業務が含まれると解釈します。貴市のお考えをお示しください。	最新の様式には新設整備(取付管)の記載欄を設けております。 お手数をおかけしますが、再度様式集のダウンロードをお願いします
35	① 業務説明書	付属資料や図面等について	24	6.6.1	(1)	「…提案本編以外に付属資料や図面等を巻末に添付する場合は、本文中に参照箇所を明示すること。」と記載されています。 付属資料や図面等に枚数の制限は無いとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
36	① 業務説明書	図表及び図面のファイル形式について	24	6.6.1	(4)	「…提出書類に貼付する図表及び図面については、DXF形式を基本とする。」と記載されています。 DXF形式は、主にCADソフト等を使用した図面データを指し、提案書に挿入するイラストや画像ファイル、技術的根拠資料(付属資料)は、DXF形式以外の形式(JPEG、PNG、PDF等)でも良いとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
38	① 業務説明書	提出書類	25	6.6.2		表6-6 様式11-14 業務説明書ではA4版(縦長)様式2枚以内となっています。一方、【様式11-14】では、A3 2枚以内となっています。業務説明書のとおり、A4版(縦長)様式2枚以内との認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。 様式集の記載が誤りですので、A4 2枚以内でご作成ください。
39	① 業務説明書	その他の任意業務提案について	26			「提案は任意とする…」と記載されています。 一方で、提案書評価基準には、本項の配点が15点と記載されています。また、評価点の得点化方法では、様式の未記載はE評価(配点×0)となっています。 記載が任意の本様式の評価方法について改めて貴市のお考えをお示しください。	「その他の任意の提案」についての評価は、未記載の場合、ご理解の通りE評価となります。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	ページ	項番	項目	質問内容	回答
40	② 業務要求水準書	地域貢献・地域経済に関する業務要求水準	4	(3)		「アウトカム指標」の「項目」として「ふじのくに下水道管理業協同組合への発注金額の割合」があり、目標基準値として「技術提案」によると記載があります。業務説明書 P3 2.1(5)では、「ふじのくに下水道管理業協同組合」を共同企業体又はSPC に参画させる旨記載があり、「ふじのくに下水道管理業協同組合」は構成員の位置づけであることから、「ふじのくに下水道管理業協同組合」自体が発注者となりうると考えます。この場合、ふじのくに下水道管理業協同組合への「発注金額の割合」とは、ふじのくに下水道管理業協同組合が「構成員として自ら担う業務費の割合」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
42	② 業務要求水準書	処理場維持管理要求水準	7	6(1)	②	西部浄化センターのCOD要求基準が9mg/Lと設定されています。過去実績から勘案しても厳しい数値と思われます。受託者からの申し出により業務委託基本契約書第31条の2にそって、再検討していただける認識でよろしいでしょうか。	令和6年度の市水質分析では10mg/l以上の測定結果は1回(1月1回目)であり、PI値は95.8%でした。10mg/l以上となった1月1回目は年末の負荷増のタイミングであり、通常であれば達成可能な水準であると考えられます。ただし、運転管理手法の変更が必要と認識した場合は、別途協議いたします。
43	② 業務要求水準書	処理場維持管理要求水準	7	6(1)	①②	ア ①、②臭気の数値で「苦情がないこと」とありますが、臭気は人によって感じ方が違うため、発生した場合は双方協議の上で、決定するものとの認識でよろしいでしょうか。 また、西部浄化センター内における下水汚泥固形燃料化事業に起因する臭気については、除くものとして考えてよろしいでしょうか。	苦情が発生した場合、本事業が起因するものか、本市が確認し、必要な場合は、受託者に詳細な調査・分析を指示します。その結果をもって、対応を協議いたします。また、燃料化事業については、ご理解の通りです。
44	② 業務要求水準書	処理場施設の運転操作、監視に関する業務要求水準	8	6	(1)	オに「・・委託者の指示に基づく運転変更等」に起因する場合は、委託者が認める範囲において、この要求水準を適用しない。」とありますが、「委託者が認める範囲」について貴市が想定されている範囲について、ご教示ください。	水質汚濁防止法及びその上乗せ基準による上限を超えない範囲です。
45	② 業務要求水準書	修繕に関する業務要求水準	10	6	(8)	ウに「特記仕様書第12条に規定する設備などの・・・」とありますが、特記仕様書第13条ではないでしょうか。ご確認ください。	ご指摘いただいたとおりです。ご迷惑おかけしますが、特記仕様書第12条は特記仕様書第13条と読み替えをお願いします。
46	② 業務要求水準書	修繕に関する業務要求水準	10	6(8)	キ	「事業者は下表に示す業務指標(目標項目)例を参考に、(後略)。」とあります。事業者ではなく受託者と読み替える理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
47	② 業務要求水準書	施設の修繕に関する業務指標(PI)	11	6.	(8)	施設の修繕に関する業務指標(PI)例として、「健全度2以下の設備割合(%)」と記載されています。この業務指標は、あくまでも例であり契約後の受託者との協議により決定されるものとの認識でよろしいでしょうか。 理由として、一般仕様書では、修繕に関する業務として「1つの機器当たりの取替部品等の合計金額が50万円未満」や「各年度における修繕上限額及び基準額」が示されており、修繕の全てを受託者の裁量で実施することは出来ないため、健全度の確保は必ずしも受託者の責めではないと考えます。	ご理解の通りです。
48	③ 基本契約書(案)	契約の保証	3	6条	第2項	「契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。))は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。」とあります。履行保証保険の場合、事業年度ごとの業務委託料の10分の1以上の保険証券を、毎年、貴市に寄託する理解でよろしいでしょうか。	受託者は、契約締結と同時に契約書に記載の保証を付さなければなりません。ただし、金融機関及び履行保証保険等において、特段の定めがある場合は、別途協議します。
49	③ 基本契約書(案)	著作権の譲渡等	4	第11条	第1項 第2項 第3項 第4項	1項「(前略)当該著作物の発生と同時に委託者に無償で譲渡するものとする。」、2 項「(前略)当該成果品の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。」、3 項「(前略)既に受託者が当該著作権に表示した氏名を変更することができる。」、4 項「受託者は、成果品が著作権に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果品が著作権に該当しない場合には、当該成果品の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。」とあります。 著作物の定義として、思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。と規定されており、本業務内で創作される著作物の設定が不明瞭です。そのため、第11 条1 項～4 項に該当する事象が発生した場合は、委託者と受託者の双方協議の上で、決定するものとの認識でよろしいでしょうか。	成果品が著作権法に該当するか否かは、委託者が定め、受託者に通知します。受託者がこれに対して疑義が生じた場合は、第62条に基づき対応します。
50	③ 基本契約書(案)	著作権の譲渡等	4	11条	第7項	「受託者は、著作物に関する著作権人格権を、委託者その他の第三者に対して主張しないものとする。」とありますが、これは日本の著作権法で許容される範囲内でのみ有効との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
52	③ 基本契約書(案)	電気主任技術者	9	20条	第1項	自家用電気工作物については、貴市が電気事業法上の「設置者」、受託者は「みなし設置者」との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解の通りです。
53	② 業務要求水準書	他事業との連携に関する業務要求水準	11	6	(9)	「共同企業体は、業務期間中、連携して本業務を実施すること。」とありますが、業務説明書(p2 1.5(2))によれば優先交渉権者及び協同組合は共同企業体又はSPCを組成することになっていますので、「共同企業体又はSPCは、業務期間中、連携して本業務を実施すること。」になるのではないのでしょうか。ご確認ください。	ご理解の通りです。 「共同企業体は」を「共同企業体又はSPCは」に読み替えてください。
54	③ 基本契約書(案)	業務完了時の検査及び引渡し	12	29条	第3項	「・・受託者から契約完了に伴う当該成果品・・」、「この場合においては、修補の完了を契約業務の完了とみなす。」とありますが、本条は「業務完了時の検査及び引渡し」についての記述と理解しますので、「契約完了」は「業務完了」との理解です。ご確認ください。	ご理解の通りです。 「契約完了」を「業務完了」と読み替えてください。
55	③ 基本契約書(案)	受託者の改善提案	13	第31条	2	「前項の乙が提案できる範囲は、委託料の額の低減を伴うものとする。」とあります。委託料の額の低減については、受託者との協議により決定されるものとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
56	③ 基本契約書(案)	業務要求水準書の変更等	13	第31条の2	2	「(前略)速やかに当該検討結果に基づく変更を行うか否かを、委託者に通知しなければならない。」とあります。委託者ではなく、「受託者に通知しなければならない。」と読み替える理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。 「委託者に通知」を「受託者に通知」と読み替えてください。
57	③ 基本契約書(案)	業務委託料の変更方法	16	第35条	別記1 2)	賞金等の指標は、処理場と管路で共通するものとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	ページ	項番	項目	質問内容	回答
58	③ 基本契約書(案)	修繕基準額	17	第36条	第2項	第2項に「・・特記仕様書第12条に示す修繕基準額・・」とありますが、特記仕様書第12条は「物品の調達管理に関する業務」であり、修繕基準額については特記仕様書第13条に記載があります。特記仕様書第12条は、特記仕様書第13条ではないでしょうか。ご確認ください。	ご指摘の通りです。 「特記仕様書第12条」を「特記仕様書第13条」と読み替えてください。
59	③ 基本契約書(案)	修繕基準額	17	第36条	第3項	第3項に「・・特記仕様書第14条の3に示す管路施設の修繕基準額・・」とありますが、特記仕様書に第14条の3はありません。修繕基準額については特記仕様書第15条の3に記載があります。特記仕様書第14条の3は、特記仕様書第15条の3ではないでしょうか。ご確認ください。	ご指摘の通りです。 「特記仕様書第14条の3」を「特記仕様書第15条の3」と読み替えてください。
61	③ 基本契約書(案)	契約終了時の措置	26	55条	第1項	「この契約が期間満了により終了する場合、又は業務期間において解除される場合、受託者の立会いのもとで一般仕様書第56条及び57条に定めるところにより・・」とありますが、一般仕様書第57条及び58条ではないでしょうか。ご確認ください。	ご指摘の通りです。 「一般仕様書第56条及び57条」を「一般仕様書第57条及び58条」と読み替えてください。
62	③ 基本契約書(案)	受託者の加入する保険	37	別記2	(2)	(てん補限度額)対人:1億円以上/1事故とありますが、対物の誤記ではないでしょうか。	ご指摘の通りです。
63	③ 基本契約書(案)	本契約の押印部の受託者 記名について				「この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。」とあります。受託者記名は、受託者がSPCであるときはSPC名で、共同企業体であるときは受託者の代表企業名で記名押印するとの理解でよろしいでしょうか。	SPCの場合はご理解の通りです。 共同企業体の場合は、代表企業、構成員の他、ふじのくに下水道管理業協会の構成員9社の記名押印となります。
64	③ 基本契約書(案)	本契約に記載の発注図書				目次の「第23条 発注図書と業務内容が一致しない場合の修繕義務」とありますが、基本契約書においては「発注図書」は「契約図書等」ではないでしょうか。ご確認ください。なお、第10条、12条、13条、21条～23条、48条、49条、50条も同様です。	ご指摘の通りです。 「発注図書」を「契約図書等」と読み替えてください。
65	③ 基本契約書(案)	別紙1	2	7条	第1項	「本協定の期間中に基本契約が終了又は解除された場合は、・・」とありますが、「本協定」は「本契約」ではないでしょうか。ご確認ください。	ご指摘の通りです。 「本協定」を「本契約」と読み替えてください。
66	③ 基本契約書(案)	別紙1	13	10条	第1項	「本協定の期間中に基本契約が終了又は解除された場合は、・・」とありますが、「本協定」は「本契約」ではないでしょうか。ご確認ください。	ご指摘の通りです。 「本協定」を「本契約」と読み替えてください。
67	③ 基本契約書(案)	別紙1-1 業務契約書	4			1 終末処理場等に関する業務の項目が、一般仕様書に沿っていません。以下の内容に読み替える理解でよろしいでしょうか。 ・設備の保守点検に関する業務 → 廃棄物管理計画に関する業務	ご指摘の通りです。 「廃棄物管理計画」に関する業務 基本契約期間を通して実施」を追加します。
68	④ 一般仕様書	電気主任技術者	4	11条	第1項	受託者は「みなし設置者」として、外部委託制度により電気主任技術者を選任できるとの理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。	ご理解の通りです。
69	④ 一般仕様書	業務内容(終末処理場等に 係る内容)	11	第28条 第1項	(7)	11ページ(7) 修繕に関する業務2) 修繕・改築・更新計画立案に関する業務において、受託者は修繕にあたっては修繕対象範囲に属する施設、設備、装置及び機器等に関する修繕計画を毎年度立案し、委託者へ提出することが求められています。 これは、事後保全の観点ならず、予防保全型修繕の考えを取り入れた改築・更新計画の立案とされていますので、市の予算上の制約やストマネ業務とも密接に関係していくものと理解しております。 よって、これは15ページ第28条の3第1項(2)第3期及び第4期ストックマネジメント計画策定支援業務の一部であると解してもよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。予防保全型の観点から、修繕業務と第3期及び第4期ストックマネジメント計画策定支援業務が有機的に連携する提案に期待します。
70	④ 一般仕様書	水質管理に関する業務要 領	20	37条	第3項	後段に、「委託者が自らの経験等により定めること。」とありますが、「受託者」ではないでしょうか。ご確認ください。	ご指摘の通りです。 「委託者」を「受託者」と読み替えてください。
71	④ 一般仕様書	水質管理に関する業務要 領	20	第37条	5	「また、測定値を基に、量の把握を行うこと。」とあります。量とは何の量を指すのかご教示ください。	水処理・汚泥処理に係る固形物量を指します。
72	④ 一般仕様書	廃棄物管理に関する業務 要領	21	第38条	6	電子マニフェスト管理において、予約及び実績入力を行うこと。とあるが、一般的に排出事業場(受託者)で予約登録及び本登録を行い、運搬量実績は収集運搬業者にて入力を行うと認識していますが、その解でよろしいでしょうか。	実績入力をご理解の通り、収集運搬業者により入力されます。「予約及び実績入力」を「予約及び実績入力確認」と読み替えてください。
73	④ 一般仕様書	保守点検に関する業務要 領	21	第39条	4	設備機器の耐用とは、耐用年数を指すとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
74	④ 一般仕様書	受託者の責任	26	第46条		「第54条に示す場合を除き」の記載は不要でないでしょうか。第54条は管路施設巡視点検であり終末処理場等の運転に関係がありません。ご確認ください。	ご指摘の通りです。 「第54条」を「第55条」と読み替えてください。
75	④ 一般仕様書	放流水質等の法定基準を 達成できない場合の対応	26	48条	第1項	業務委託料の減額については基本契約第33条の3が該当する条文ではないでしょうか。基本契約第33条⇒基本契約第33条の3ではないでしょうか。ご確認ください。49条、51条、52条も同様です。	ご指摘の通りです。 「基本契約書第33条」を「基本契約書第33条の3」と読み替えてください。
76	④ 一般仕様書	業務内容及び業務委託料 の変更協議	29	第54条の2	第1項	「(3) 業務内容及び業務委託料の変更協議」について、「管理目標等を満足しない場合は、受託者は、基本契約書第31条第2項に基づき、委託者にその理由等を明示して、業務内容及び業務委託料の変更協議をすることができる。」とありますが、基本契約書第31条は「受託者の改善提案」に関するものです。業務内容及び業務委託料の変更協議にかかる基本契約書の条文についてご教示ください。	委託料の変更協議に関しては、基本契約書第35条に記載しております。「基本契約書第31条」を「基本契約書第35条」と読み替えてください。
77	④ 一般仕様書	別表-2 不可抗力リスク	34			天災、暴動及びテロ等の突発的事象での初動対応が「受託者」のリスク分担となっていますが、突発的事象については、予測ができない事象もあることから、本項のリスク分担は「委託者」と「受託者」の協議事項とお認めいただけないでしょうか。	原案の通りとします。本項のリスク分担は、あくまで初動対応のみを受託者としています。
78	④ 一般仕様書	別表-2 緊急時の対応リスク	35			天災、暴動及びテロ等不測の事態が発生した際の初動対応による二次被害の防止、その費用及び付随する一連の措置等が「受託者」のリスク分担となっていますが、不測の事態については、予測ができない事象もあることから、本項のリスク分担は「委託者」と「受託者」の協議事項とお認めいただけないでしょうか。	原案の通りとします。本項のリスク分担は、あくまで初動対応のみを受託者としています。
79	④ 一般仕様書	別表-2 緊急時の対応リスク	35			後段にある「付随する一連の措置等」について、貴市が想定されている内容について、ご教示ください。	現時点で特定の想定内容はありませんが、一例として、関係機関への連絡など挙げられます。
80	⑤ 特記仕様書	想定流入水量	1	第2条	(1)	念のため確認させていただきます。東部浄化センターの想定水量について、令和7年度は令和8年1月1日から令和8年3月31日まで、令和17年は令和17年4月1日から令和17年12月31日まで、との理解でよろしいでしょうか。ご教示ください。(2) 西部浄化センターも同様です。	ご理解の通りです。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	ページ	項番	項目	質問内容	回答
81	⑤ 特記仕様書	保有施設	2	第2条	(2)	汚泥処理、その他において、令和8年4月より貴市帰属となる施設があります。これら施設は本業務に含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	前段について、令和8年4月より当市帰属となる「高濃度濃縮設備」「高濃度汚泥消化設備」は本委託の業務範囲に含まれます。後段について、当該施設における作業内容の詳細は、別紙1-12「東部浄化センターB-DASH設備点検及び整備計画」に示しています。
82	⑤ 特記仕様書	保守点検に関する業務	7	第10条第1項	別紙-1-1 別紙-1-13	別紙-1-1 東部浄化センター高圧電気設備点検整備計画書及び別紙-1-13 西部浄化センター高圧電気設備点検整備計画書のうち2作業期間及び頻度において、保護継電器の特性試験、運動試験の実施頻度を求められております。 東部では2年間で、西部では4年間で全体実施となっておりますが、このとおりの実施と解してもよろしいでしょうか。	東部西部ともに4年間で全体実施となります。保護継電器の特性試験、運動試験について、「2年間」を「4年間」と読み替えてください。
83	⑤ 特記仕様書	保守点検に関する業務	7	第10条第1項	別紙-1-1	別紙-1-1 東部浄化センター高圧電気設備点検整備計画書のうち4.(4) VCBの点検において、VCB点検が求められております。 令和11年度及び令和16年度の点検実施がありませんが、このとおりの実施と解してもよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
84	⑤ 特記仕様書	保守点検に関する業務	7	第10条第1項	別表1-1-4 別表1-1-5 別表1-1-6	別紙1-1-4 東部浄化センター対象施設及び施設機能報告書(建築電気設備)は、一 別表1-1-4と読み替える理解でよろしいでしょうか。併せて別紙1-1-5、別紙1-1-6についても、同様の理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
85	⑤ 特記仕様書	保守点検に関する業務	8	第10条第5項	(6) 別紙-1-5	東部浄化センター送風機点検及び整備計画書のうち、No.3送風機、No.4送風機の電動機型式について高圧モーターとの記載がありますが、能力には400Vとの記載があります。これは、低圧モーターの誤記と解してよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。 「高圧モーター」を「低圧モーター」と読み替えてください。
86	⑤ 特記仕様書	保守点検に関する業務	8	第10条第5項	(6) 別紙-1-12	作業内容の番号22、27が重複しています。どのように解釈すべきかご指示ください。また番号26は欠番との認識でよろしいでしょうか。	No.22「バイオガス精製装置」、No.27「余剰ガス燃焼装置」の記載は重複しておりますので、重複箇所を削除します。また、No.26は「中圧ガスホルダ(令和8～17年まで毎年実施)」を追加します。
87	⑤ 特記仕様書	保守点検に関する業務	8	第10条第5項	(6) 別表-3-1	西部浄化センター潤滑油診断(状態監視保全)ですが、非常用発電機は令和17年度まで毎年行われることとなっています。将来的な改築工事を踏まえた上での点検実施と解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
88	⑤ 特記仕様書	保守点検に関する業務	8	第10条第5項	(6) 別表-3-2	西部浄化センター非常用発電機、高度な専門的技術又は知識を要する点検(時間監視保全)ですが、令和17年度まで毎年点検となっています。将来的な改築工事を踏まえた上での点検と解してよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
89	⑤ 特記仕様書	保守点検に関する業務	8	第10条第5項	(6) 別紙-1-1	東部浄化センター高圧電気設備点検及び整備計画におけるVCBの点検において、各年度全数を平準化し点検を行う必要があると考えますが、別紙1-1では平準化されておらず、欠落している年度が確認されます。別紙1-13西部浄化センター高圧電気設備点検及び整備計画のVCBの点検に準拠する内容でよろしいでしょうか。ご指示ください。	質問No.83の回答をご参照ください。
90	⑤ 特記仕様書	保守点検に関する業務	8	第10条第5項	(6) 別紙-1-8	作業期間及び頻度が「令和13年4月1日から令和13年03月31日」と記載されています。「令和13年4月1日から令和14年03月31日」までという認識でよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。 「令和13年4月1日から令和13年3月31日」を「令和13年4月1日から令和14年3月31日」と読み替えてください。
91	⑤ 特記仕様書	統括技術管理業務に関する業務	11	第14条	(2)ア	第3期及び第4期ストックマネジメント計画策定更新支援業務のうち、(ア)において処理場第4期ストックマネジメント計画策定更新支援業務を求められております。計画策定更新支援業務とは、どのような業務を想定されているのでしょうか。貴市のお考えをお示しください。	「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版」では、「ストックマネジメント計画になりうる」更新計画案の作成を事業者の求めています。本委託の「計画策定更新支援業務」は、市がストックマネジメント計画を作成するにあたって必要な支援を実施するものと想定しています。
92	⑤ 特記仕様書	管路施設の定期的対応(前条点検業務を除く)に関する業務	16	第15条の2第2項	(1) 別紙-2-3	鉄蓋交換場所は、年度別に貴市から指示があるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ストックマネジメント計画に基づいて交換を進めていくため、箇所については各年度ごと協議いたします。
93	⑤ 特記仕様書	管路施設の緊急的対応に関する業務	17	第15条の3	(4) 別紙-2-5 イ	マンホール調査項目は、内径800mm未満とありますが管径800mm未満と解してよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。 「内径800mm未満」を「管径800mm未満」と読み替えてください。
94	⑤ 特記仕様書	管路改築の改築に関する業務	18	第15条の4	(4) 別紙-2-9	マンホール調査項目は、内径800mm未満とありますが管径800mm未満と解してよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。 「内径800mm未満」を「管径800mm未満」と読み替えてください。
95	⑤ 特記仕様書	管路施設の新設整備(取付管)に関する業務	19	第17条第3項	(1) 別表-6-2-2	取り付け管設置業務の上限額及び基準額表は、第14条の3ではなく第15条の誤記と読み替える理解でよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。 「一般仕様書第69条」を「一般仕様書第59条」と読み替えてください。
96	⑤ 特記仕様書	経費の負担	19	第19条	第1項	受託者が負担すべき経費は、一般仕様書第69条ではなく、一般仕様書第59条に定められています。ご確認ください。	ご指摘の通りです。 「一般仕様書第69条」を「一般仕様書第59条」と読み替えてください。
97	⑤ 特記仕様書	別表-1-1-6	-	-	-	印刷ミスと思われますが、大分類、中分類、機器名称、標準耐用年数、経過年数、備考の各項目の文字が上下途切れている箇所があります。再度掲示お願いできませんでしょうか。	ご迷惑おかけしました。 修正させていただきます。
98	⑤ 特記仕様書	【別添図表等の一覧】	21	別表-6-1		「第12条に係る修繕上限額及び基準額表」は、「第13条に係る修繕上限額及び基準額表」ではないでしょうか。ご確認ください。別表(特記仕様書付属書類)別表-6-1も同様です。	ご指摘の通りです。 「第12条に係る修繕上限額及び基準額表」を「第13条に係る修繕上限額及び基準額表」と読み替えてください。
99	⑤ 特記仕様書	【別添図表等の一覧】	21	別表-6-2-1		「第14条の3に係る管路施設の緊急的対応上限額及び基準額表」は、「第15条の3に係る管路施設の緊急的対応上限額及び基準額表」ではないでしょうか。ご確認ください。別表(特記仕様書付属書類)別表-6-2-1も同様です。	ご指摘の通りです。 「第14条の3に係る管路施設の緊急的対応上限額及び基準額表」を「第15条の3に係る管路施設の緊急的対応上限額及び基準額表」と読み替えてください。
100	⑤ 特記仕様書	【別添図表等の一覧】	21	別表-6-2-2		「第14条の3に係る取付管設置上限額及び基準額表」は「第17条に係る取付管設置上限額及び基準額表」ではないでしょうか。ご確認ください。別表(特記仕様書付属書類)別表-6-2-2も同様です。	ご指摘の通りです。 「第14条の3に係る管路施設の緊急的対応上限額及び基準額表」を「第17条に係る取付管設置上限額及び基準額表」と読み替えてください。
101	⑤ 特記仕様書	別表-6-2-1	-	第14条の3	-	契約期間年度について、誤記があります。 令和8年1月～令和8年2月 → 令和8年1月～令和8年3月 と読み替えてよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。 「令和8年1月～令和8年2月」を「令和8年1月～令和8年3月」と読み替えてください。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	ページ	項番	項目	質問内容	回答
102	⑤ 特記仕様書	別表-6-2-2	-	第14条の3	-	契約期間年度について、該記があります。 令和8年1月～令和8年2月 → 令和8年1月～令和8年3月 と読み替えてよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。 「令和8年1月～令和8年2月」を「令和8年1月～令和8年3月」と読み替えてください。
103	⑥ 提案評価基準	総合評価点の算出方法	3	3	3.1	3.1 配点方針において、総合評価点＝技術点評価(285点満点)＋価格評価点(15点満点)となっております。 また、8ページの表1 技術提案書の審査項目、内容及び配点の価格提案内容おいての配点は30点となっております。 価格提案内容の配点は30点と解してもよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。 3.2記載の配点がたたく、総合評価点＝技術評価点(270点満点)＋価格評価点(30点)が正式な配点となります。
104	⑥ 提案評価基準	地元企業への業務発注の 得点化方法	9	3.3	(2)	「当該項目の得点＝20点×当該提案発注割合/最高提案発注割合」と記載されています。 また、様式11-9 地域貢献(地元企業への業務発注)には、地元企業(ふじのくに下水道管理業協同組合)への分担額の計画が求められています。 一方で、一般仕様書では、「富士市内に商業登記上の本店、支店又は営業所等を置く者(以下「地元企業」という)」と記載されており、各書類で地元企業の定義に差異が見受けられます。 本項及び様式11-9の地元企業とは、ふじのくに下水道管理業協同組合のみとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通りです。
105	⑥ 提案評価基準	評価点の算出方法	11	3.3	別表①	会社概要及び受託実績 同種・同業業務の受託実績における対象技術提案書の参照先として様式11-18 1)が示されています。様式11-18 1)は、地域貢献・地域経済に関する業務要求水準であり、受託実績の評価とは異なると思料します。貴市のお考えをお示ください。	ご指摘ありがとうございます。 様式11-18 1)は別表①の「地域貢献/地元企業への業務発注」が正しい対象技術提案書の記載欄でした。訂正いたします。
106		モニタリングに要する費用	5		1.5	外部機関が行うモニタリングと中立的な立場でのモニタリング等(第三者機関)の違いは何でしょうか。	「下水道事業におけるモニタリング機関のあり方検討会 日本下水道協会」をご参照願います。
107		ペナルティ条項及びインセンティブ条項	21		表6	任意業務(技術提案に基づく)はペナルティに○ではなくインセンティブ条項を○でないでしょうか。	技術提案事項に記載いただきました事項は実行することが基本となります。したがって、実施できなかった場合のペナルティ条項となります。
108		—	1		1.1 1.2,4	5力年の契約期間とありますが10力年の誤記でないでしょうか。	ご指摘の通りです。 「5力年の契約期間」を「10力年の契約期間」と読み替えてください。
109	① 業務説明書	管路施設におけるCM方式の導入可能性検討業務	2	1.4.2	(3)-カ	経験を要する特殊な業務と認識しますが、参画企業の業務実績に一定の制限を設ける必要があるがゆえ、貴市は既に業者選定段階で評価基準を定めていると思われる。 更に、当該業務の検討レベルおよび検討費についても事業予算に反映していると思われる。 以上2点について、具体的内容をご教示願います。	提案評価については、「維持管理と更新の一体マネジメント」実現方法で評価します。また、検討費についても、ご理解の通り、事業費費に反映しております。
110	① 業務説明書	管路施設におけるCM方式の導入可能性検討業務	2	1.4.2	(3)-カ	今回の委託業務契約の範囲の中で、受託するJVもしくはSPCが策定したストックマネジメント計画に沿って、工事規模に関わらず管路更新工事を、JVもしくはSPCが発注者として、委託業者(CM)にアットリスク型CM業務として発注できる契約という認識で良いか、ご教示願います。	受託者の作成した更新計画案をベースに本市がストックマネジメント計画を策定します。この計画に基づき、本業務内での改築工事量及びCM方式の採用について、受託者と協議より決定する予定です。
113	④ 一般仕様書	委託料の 契約上限額	15	第28条 の3	(6)-(ア)	「ウォーターPPP委託後期においては、管路施設の改築事業量が前期に比べ急増することがストックマネジメント計画において見込まれている。」との記載があります。 しかしながら、業務説明書「1.7.委託料の契約上限額」には、債務負担行為(地方自治法214条)による基本契約に適用される契約上の上限額について、令和8年度から高水準に設定されております。 以上から、その差異が意味すること、更に受託者側として特別に留意すべき内容(契約変更等)が有るならば具体的にご教示願います。	委託料の契約上限額について、委託前期にあたる令和7年度から令和11年度は管路施設の改築業務に係る委託料が計上されている一方で、委託後期にあたる令和12年度から令和17年度までの委託料は含まれていない点にご留意ください。次期SM計画が策定され、委託後期の管路施設の改築業務に係る委託料が確定した際には業務契約書(改築業務及び新設整備業務)第5条に基づき、業務内容及び業務委託料を変更します。なお、質問文中の「その差異が意味すること」の差異が何を指しているかが分かりかねますので、回答は出来かねます。
114	④ 一般仕様書	管路施設におけるCM方式の導入可能性検討業務	15	第28条 の3	(6)-(ア)	「現状の職員体制では今後、発注者体制が十分に確保できなくなることが懸念される。このような状況から、一つの解決策として管路施設に係る設計や工事に係る発注者のマネジメントや発注事務を支援するCM方式が考えられる。委託後期以降におけるCM方式の必要性について、委託前期(委託開始2～3年目頃まで)に導入可能性検討をおこなうこと。」との記載があります。 CM方式は、コンストラクションマネージャー(CM)が計画から設計、施工に至る一連の発注者が実施する業務を支援、代行する方式です。 その方式はW-PPPの更新支援型に有効なビュア方式と更新実施型に有効なアットリスク方式に区分されます。 民間事業者としてのCMrがこの業務を遂行するにあたり、上記いずれの方式においても共通な基本理念は、技術者倫理と善管注意義務であり、品質確保、透明性、公正性、必要かつ十分な競争性の確保することが責務となります。 したがって、所属する共同企業体との関係性を優先するのではなく、発注者を最優先した独立する立場であることを前提として監理業務を遂行する必要があると思われま。	本市の施策は一般仕様書第28条の3に記載の通りです。具体的内容は、委託前半の検討結果を元に決定します。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	ページ	項番	項目	質問内容	回答
115	④ 一般仕様書	プロフィットシェアとCM方式	15	第28条の3	(5)-(イ) (6)-(ア)	(5)-(イ)には「受託者側から継続的な技術提案を促すための仕組みづくりを委託者と協力しながら提案・検討し、プロフィットシェアの目的の実現に向けた取組を推進すること」との記載があります。 一方、(6)-(ア)には「委託後期以降におけるCM方式の必要性について、委託前期(委託開始2～3年目頃まで)に導入可能性検討をおこなうこと。」との記載があります。 W-PPPの「プロフィットシェア」とCM方式の「コスト＋フィー、インセンティブ基準価格の合意形成、オープンブック、ファストトラック方式等」、2つの方式導入根拠となる事業目的や事業条件(不確実性、超大型事業、国庫補助金適用率、緊急性等)を理解することが重要となります。 現時点ではこの2つを融合した前例が無いことから、同一事業の中で既契約を成立することを目標とする、多大な時間と労力を要する高難易度の制度設計に係る検討業務と認識しました。 実現化の近道として、改築案件の事業条件を精査したうえで、更新優先度が高いものの、計画業務において関係管理者との協議が長引く案件や施工難易度の高い案件等を集約し、それらを当該事業から切り離し新たなCM方式を適用する事業に移行することが考えられます。 この制度設計に係る検討費用の上限額や、実現化に向けた受託者と連携体制等について、貴市が想定するビジョンをご教示願います。	管路施設におけるCM方式の導入可能性検討業務としての上限額は設定していませんので、他業務を含めて委託料の契約上限額内でご提案ください。また、実現化に向けた受託者と連携体制等については提案に委ねると共に、受託者と協議により決定します。
116		変更公告文				ふじのくに下水道管理業共同組合と、ふじのくに下水道管理業共同組合の組合員の2つの用語について、使い分けした意図をご教示ください。	課長確認一吉澤様、ご教授願います。建築業許可について、齟齬が起きないように修正しました。
117	① 業務説明書	委託料の契約上限額	3	1.7		業務説明書に記載されている契約上限額(総額) 11,718,720千円・税抜きは、業務契約書(改築業務及び新設整備業務以外の関連業務)の第4条(1)～(3)と業務契約書(改築業務及び新設整備業務)の第4条に記載する金額の税抜き額合計が上限額以内であることが本業務の条件であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。ただし、委託料の契約上限額について、委託前期にあたる令和7年度から令和11年度は管路施設の改築業務に係る委託料が計上されている一方で、委託後期にあたる令和12年度から令和17年度までの委託料は含まれていない点にご留意ください。
118	④ 一般仕様書	様式11-19へ計上すべき業務内容	14	第28条の2(6)		【様式11-19】参考見積と積算根拠のうち管路施設に関する業務には「その他業務」の費用項目が記載されています。業務説明書、要求水準書には該当する業務の記載がないため、一般仕様書第28条の2(6)が該当するかについてご教示願います。	ご理解の通りです。
119	③ 基本契約書(案)	プログラムの知的財産権	5	第11条の3	1	業務の遂行の過程で生じた発明、考案又は創作その他の知的財産又はノウハウ等及び……ノウハウ等に関する権利及び当該権利に基づき取得される知的財産権Ⅱについて、それらは実際に業務を遂行する受託者の貢献があると考えられますので、権利の帰属は、受託者が単独で生成した場合に限らず、協議させていただけるものと考えてよろしいでしょうか。	基本契約書に記載の通り、本契約に基づき業務を遂行した過程での知的財産権は、委託者に帰属します。ただし、技術提案等によって、受託者が単独で生成したものの帰属については、受託者と委託者が協議して決定します。
120	③ 基本契約書(案)	契約不適合責任	19	第41条	2	41条1項の契約不適合担保期間について、「委託者が契約不適合を知った時から2年以内」が適用される契約不適合の具体例がございましてご教示ください。	個別具体の事象については現時点で想定できないことから、発生した事象に応じて協議を行う想定です。
121	③ 基本契約書(案)	不履行による損害等	24 25	第52条	1.4	第1項と第4項にある「損害に係る費用を請求することができる」の“係る費用”について、想定される主なものとして、何らかの損害が発生して弁護士に相談した場合における、弁護士報酬があるでしょうか。その他にも想定しているものがありましたら、ご教示ください。	個別具体の事象については現時点で想定できないことから、現時点では判断ができません。第1項については委託者が受託者に、第4項については受託者から委託者に、合理的な範囲で損害に係る費用を請求することができます。
123	③ 基本契約書(案)	秘密保持	28	第59条		受託者からも秘密情報を開示することが想定されておりますが、委託者におかれましても、本契約の遂行により知り得た受託者の技術上、又は営業上その他業務上の一切の情報について、第三者に開示する場合は、事前に協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
124	③ 基本契約書(案)	物価等の変動による業務委託料の増減	33	別記1	(2) 2)	1.5%を超える物価等の変動があった場合、1.5%分も含めて委託料が変更されると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
125	③ 基本契約書(案)	物価等の変動の指数が不適切な場合	33	別記1	(2) 2)	表に記載された指数が実勢と乖離がある場合、受託者がその乖離を証明することで、別の指数あるいは実勢価格にて委託金額の変更は可能でしょうか。	原則、別記1に記載のある物価等指数での運用となります。ただし、実態と著しく乖離していると委託者が認めた場合は、この限りではありません。
126	③ 基本契約書(案)	別記1業務委託料の変更	33	(2)	2)	電力価格及び改築業務費を除く物価及び賃金の変動は、初年度についても、対象になると考えてよろしいでしょうか。その場合、基準となる物価指数は令和7年4月のものが対象になると考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
127	③ 基本契約書(案)	別記1業務委託料の変更	33	(2)	2)	※修繕費は改定の対象としないと思いますが、修繕費とは特記仕様書第13条(2)に示されている1つの機器当たりの取替部品等の合計金額が50万円未満のものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
128	③ 基本契約書(案)	別記1業務委託料の変更	33			24年度の汚泥処分平均単価(税抜)について開示いただけるでしょうか。また、技術提案により受託者へのインセンティブが発生し、業務委託料の変更が生じる場合、当該汚泥処分単価についても見直し対象になると考えてよろしいでしょうか。	24年度の汚泥処分平均単価(税抜き)の開示は可能です。また、インセンティブの計算方法等については委託者及び受託者間の協議によって決定させていただきます。

No.	書類名	質問項目 (タイトル)	ページ	項番	項目	質問内容	回答
129	④ 一般仕様書	処理場内の修繕業務における建設業における技術者の配置	3	第10条	(2)	建設業における主任技術者又は監理技術者の配置は、管路施設の修繕又は改築業務が対象となり、処理場の修繕業務等では不要と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
130	④ 一般仕様書	業務内容(終末処理場等に 係る内容)	11	第28条	(7)1)	本項に定める契約不適合担保期間は1年とされており、基本契約書第41条第2項では2年と記載されておりますが、一般仕様書記載内容が優先されると考えてよろしいでしょうか。	基本契約書記載の通りです。一般仕様書の(7)1)は「契約不適合担保期間」を2年に読み替えてください。
131	④ 一般仕様書	脱硫剤の交換	12	第28条	(9)	西部浄化センター脱硫設備の脱硫剤交換は、消化ガス発電事業者が行い、日常的な測定、点検等は、本業務委託の範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
132	④ 一般仕様書	運転監視に関する業務要領	20	第36条	4	「委託者」とあるのは、「受託者」の誤記と考えてよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。「委託者」を「受託者」と読み替えてください。
133	④ 一般仕様書	受託者の責任	26	第46条		「第54条」とあるのは、「第55条」の誤記と考えてよろしいでしょうか。	ご指摘の通りです。「54条」を「55条」と読み替えてください。
134	④ 一般仕様書	脱水汚泥性状の目標値を達成できない場合の対応	28	第52条		脱水汚泥性状の目標値を達成できない場合の対応で、原因究明の上、受託者の責によらない場合(提案書記載条件等も含む)は、業務委託料の減額とはならないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
135	⑤ 特記仕様書	修繕業務の範囲	9	第13条	(1)(2)	修繕業務の対象となっている別図-1-1、別図-1-2、別表-1-1-1から別表-1-1-6、別表-1-2-1から別表-1-2-6に含まれていない内容で、50万円以上(消費税及び地方消費税を含む)の修繕が必要となった場合、事前協議のうえ受託者が実施する際は設計変更の対象となると考えてよろしいでしょうか。	該当事案があった場合、事前協議の上、本委託の修繕として実施するか否かを決定します。本委託で実施する場合において、別表6-1第12条に係る修繕上限額及び基準額表を超える執行額となる場合は、設計変更の対象とします。
136	⑤ 特記仕様書	ストックマネジメント計画策定の範囲	12			ストックマネジメント業務を実施するにあたり、既存のメーカー等の協力(例:ヒアリング/調査)が必要となった場合、仲介は貴市にご協力いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	当市は仲介しないため、受託者が自らメーカーと協議をお願いします。